

奈良県入札・契約制度改革検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県入札・契約制度改革検討会の設置及び運営について必要な事項を定める。

(検討会の設置)

第2条 奈良県が発注する建設工事、建設コンサル、物品購入、委託役務（以下「建設工事等」という。）に関する入札・契約制度について、改善すべき事項を検討し、一層の適正な運用を確保するために、奈良県入札・契約制度改革検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置き、会長は副知事（土木部担当）、副会長は土木部長とする。
- 3 会長は、会議を主宰し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは副会長が代行するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討会に会員以外の者の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 検討会は次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 建設工事等の入札制度及び契約制度改革に関する検討。
- (2) その他入札及び契約制度の適正な運用の確保に必要な事項の検討。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、土木部公共工事契約課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会で定める。

附則

この要綱は、平成20年2月27日から実施する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

会 員	
会 長	副知事（土木部担当）
副 会 長	土木部長
会 員	農林部長
	水道局長
	会計局長
	まちづくり推進局長
	土木部次長（総務及び技術担当）
	奈良土木事務所長
	農林部次長（農地担当）
	総務室長
	公共工事契約課長
	技術管理課長
	建設業指導室長
	耕地課長
	林業基盤課長
水道局総務課長	
会計局総務課長	